

Exposure to lead in Great Britain: 2019 to 2020 (グレートブリテンにおける鉛へのばく露：2019 から 2020)

Medical surveillance of blood-lead levels in British workers, 2019/20 (英国労働者の血中鉛濃度レベルの医学的監視)

について

タイトルペーパー

資料作成年月 2021年6月

資料作成者 中央労働災害防止協会技術支援部国際課

この資料は、英国安全衛生庁（HSE）が、2021年5月27日に公表した、

「Exposure to lead in Great Britain: 2019 to 2020 (グレートブリテンにおける鉛へのばく露：2019 から 2020、
Medical surveillance of blood-lead levels in British workers, 2019/20 (英国労働者の血中鉛濃度レベルの医学的監視)」

について、原則として「英語原文—日本語仮訳」の形式で紹介するものです。また、必要に応じて、この資料作成者の注、補足等を追加してあります。

この資料作成者が、従来旧労働省労働基準局安全衛生部又は現在の厚生労働省労働基準局安全衛生部が同様の資料を公表しているかどうか、検索した限りでは、見当たりませんでした。しかしながら、現時点で入手可能な最新の日本国内での鉛業務を有する事業場数及び鉛業務に従事している労働者数は、別記のとおりですので、この資料作成者は、本稿はこれらの方々の健康管理を検討する上で、示唆を与えるものであると考えております。

なお、本稿中に「イタリック体」で記入してある部分は、この資料作成者が文意を補足するために追加したものです。

おって、英国安全衛生庁（HSE）が、制定、施行している“The Control of Lead at Work Regulations 2002”（職場における鉛の管理規則）の全条文の「英語原文—日本語仮訳」については、中央労働災害防止協会の該当するウェブサイト：https://www.jisha.or.jp/international/topics/pdf/202007_01_04.pdf で、「II—2 The Control of Lead at Work Regulations 2002（職場における鉛の管理規則）の全条文の「英語原文—日本語仮訳」（この資料作成者が作成したものです。）として公開しておりますので、必要に応じて参照していただきたい。

（別記）

平成 30 年（2018 年）中に鉛中毒予防規則第 55 条（鉛健康診断結果報告）に基づいて所轄の労働基準監督署に届け出があった鉛業務を有する事業場数は 3,456、受診労働者数は 56,901 人でした。（資料出所：厚生労働省特殊健康診断結果調）